

## 一般財団法人 にいがた住宅センター 適合証明手数料規則

(目的)

**第1条** この規則は、一般財団法人にいがた住宅センター（以下「センター」という。）が別に定める適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づく適合証明業務を行うにあたって必要な手数料の額を定めるものとする。

(設計検査に関する手数料)

**第2条** 業務規程第7条に規定する設計検査の手数料の額は、設計検査申請1件につき、次の表に掲げる額とする。

(税込)

(注1) 上記表において「財形」は「財形住宅融資」を、「積立」は「積立者向け融資」を表し、

住宅の種類	当該住宅について建築基準法の確認申請又は、住宅性能評価申請をセンターに行ったか又は同時に行う場合	左記以外の場合
一戸建て等の住宅		
フラット35（財形・積立） フラット35S A・Bプラン共通 省エネルギー性、ZEH フラット35S 金利Bプラン次世代住宅ポイント対象住宅証明書B フラット35S 金利Aプラン次世代住宅ポイント対象住宅証明書A	18,700円	23,100円
フラット35S 金利Bプラン ①基準適合住宅（建築物省エネ法）を証する書類を添付 ※②BELS評価書を活用	4,400円	7,700円
フラット35S 金利Aプラン ①下記いずれかを証する書類を添付 ・住宅事業建築主基準に適合 ・認定低炭素住宅 ・長期優良住宅 ・性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法） ※②BELS評価書を活用		
フラット35S ZEH ※BELS評価書を活用		
一戸建て等の住宅 [フラット35S A・Bプラン共通] 耐久性・可変性	22,000円	25,300円
一戸建て等の住宅 [フラット35S A・Bプラン共通] 耐震性、バリアフリー性	34,100円	36,300円

以下において同じ。

(注2) 上記表における※印の手数料は、法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価業務料金規則の別表2 併用申請2の評価料金と併せて適用することはできません。

(注3) 次世代住宅ポイント対象住宅証明書A及びBは下表の判定基準が適用されたものを表す。

次世代住宅ポイント対象住宅証明書の別	適用された判定基準
次世代住宅ポイント対象住宅証明書B	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2、免震建築物、高齢者等配慮対策等級3、劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上
次世代住宅ポイント対象住宅証明書A	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3、高齢者等配慮対策等級4、高齢者等配慮対策等級5

2 前項の表に掲げる住宅の種類以外の設計検査の手数料の額は、別途見積りとする。

(中間現場検査に関する手数料)

**第3条** 業務規程第18条に規定する中間現場検査の手数料の額は、中間現場検査申請1件につき、次の表に掲げる額とする。

(税込)

住宅の種類	手数料
一戸建て等の住宅	
フラット35（財形・積立） フラット35S A・Bプラン共通 省エネルギー性、ZEH フラット35S 金利Bプラン次世代住宅ポイント対象住宅証明書B フラット35S 金利Aプラン次世代住宅ポイント対象住宅証明書A	20,900円
フラット35S 金利Bプラン 基準適合住宅（建築物省エネ法）を証する書類を添付	
フラット35S 金利Aプラン 下記いずれかを証する書類を添付 ・住宅事業建築主基準に適合 ・認定低炭素住宅 ・長期優良住宅 ・性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）	14,300円
一戸建て等の住宅 [フラット35S A・Bプラン共通] 耐久性・可変性	26,400円
一戸建て等の住宅 [フラット35S A・Bプラン共通] 耐震性、バリアフリー性	31,350円

(注) 次世代住宅ポイント対象住宅証明書A及びBは第2条(注3)に準ずる。

2 この規則の施行前に設計検査の申請を受理した住宅の手数料の額は、なお従前の例による。

(竣工現場検査に関する手数料)

**第4条** 業務規程第23条に規定する竣工現場検査の手数料の額は、竣工現場検査申請1件につき、次の表に掲げる額とする。

(税込)

住宅の種類	建築基準法の完了検査又は、住宅性能評価申請と同時に当該申請を行う場合	左記以外の場合
一戸建て等の住宅		
フラット35（財形・積立） フラット35S A・Bプラン共通 省エネルギー性、ZEH フラット35S 金利Bプラン次世代住宅ポイント対象住宅証明書B フラット35S 金利Aプラン次世代住宅ポイント対象住宅証明書A	17,600円	24,750円
フラット35S 金利Bプラン 基準適合住宅（建築物省エネ法）を証する書類を添付		
フラット35S 金利Aプラン 下記いずれかを証する書類を添付 ・住宅事業建築主基準に適合 ・認定低炭素住宅 ・長期優良住宅 ・性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）	17,600円	20,900円
一戸建て等の住宅 [フラット35S A・Bプラン共通] 耐久性・可変性		
一戸建て等の住宅 [フラット35S A・Bプラン共通] 耐震性、バリアフリー性	28,600円	37,400円
一戸建ての住宅・竣工物件 フラット35 フラット35S（耐震性、省エネルギー性、認定通知書あり）	—	62,700円
一戸建ての住宅・竣工物件 フラット35S（バリアフリー性、耐久性・可変性）	—	68,200円

(注1) 次世代住宅ポイント対象住宅証明書A及びBは第2条(注3)に準ずる。

(注2) 一戸建ての住宅・竣工のフラット35Sの耐震性は、建設住宅性能評価書の写しが必要とな

ります。

2 前項の表に掲げる住宅の種類以外の竣工現場検査の手数料の額は、別途見積りとする。

3 この規則の施行前に設計検査の申請を受理した住宅の手数料の額は、なお従前の例による。

(中古住宅の物件調査・適合証明に関する手数料)

**第5条** 業務規程第27条に規定する既存住宅に係る物件調査・適合証明申請の手数料の額は、申請1件につき次の表に掲げる額とする。

表1 一戸建て住宅、連続建て住宅、重ね建て住宅、共同住宅(2階建て以下) (税込)

住宅の種類	手数料	
		耐震評価が必要な住宅
フラット35	14,300円+戸数×16,500円	14,300円+戸数×30,800円
フラット35S (金利A) 耐震性	14,300円+戸数×26,400円	14,300円+戸数×49,500円
フラット35S (ZEH)(金利A)(金利B) バリアフリー、耐久性・可変 性、省エネルギー性	14,300円+戸数×24,200円	14,300円+戸数×45,100円
中古住宅 (積立(25年償還型))	13,200円+戸数×11,000円	13,200円+戸数×25,300円

(注1) 耐震評価が必要な住宅は、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物、又は建築確認日が不明の場合で新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前の建築物。

(注2) 「戸数」は「証明対象戸数」をいう。

表2 共同住宅(3階建て以上) (税込)

住宅の種類	手数料	
		耐震評価が必要な住宅
フラット35	19,800円+戸数×22,000円	19,800円+戸数×36,300円
フラット35S (ZEH)(金利A)(金利B) 耐震性、バリアフリー、耐久 性・可変性、省エネルギー性	19,800円+戸数×24,200円	19,800円+戸数×39,600円

(注1) 耐震評価が必要な住宅は、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物、又は建築確認日が不明の場合で新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前の建築物。

(注2) 「戸数」は「証明対象戸数」をいう。

(リフォーム工事の適合証明に関する手数料)

**第6条** 業務規程第27条に規定するリフォーム工事に係る適合証明申請の手数料の額は、申請1件につき次の表に掲げる額とする。

(税込)

工事の種類	手 数 料	
	耐震リフォーム以外	耐震リフォーム
1戸建て等住宅 (耐震リフォーム・バリアフリーリフォーム・ グリーンリフォーム・財形・積立)	31,900 円	36,300 円
共同建て住宅 (耐震リフォーム・バリアフリーリフォーム・ グリーンリフォーム・財形・積立)	36,300 円	41,800 円

(フラット 35 リノベの適合証明に関する手数料)

**第7条** 業務規程第27条に規定するフラット 35 リノベに係る物件調査・適合証明申請の手数料の額は、申請1件につき次の表に掲げる額とする。

表1 一戸建て住宅、連続建て住宅、重ね建て住宅、共同住宅(2階建て以下) (税込)

住宅の種類	手 数 料	
		・耐震評価が必要な住宅 ・省エネS基準を外皮計算書等で 確認が必要な住宅
事 前 確 認	14,300 円+戸数×16,500 円	14,300 円+戸数×30,800 円
現 場 検 査	14,300 円+戸数×16,500 円	14,300 円+戸数×30,800 円

(注1) 耐震評価が必要な住宅は、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物、又は建築確認日が不明の場合で新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前の建築物。

(注2)「戸数」は「証明対象戸数」をいう。

表2 共同住宅(3階建て以上) (税込)

住宅の種類	手 数 料	
		・耐震評価が必要な住宅 ・省エネS基準を外皮計算書等で 確認が必要な住宅
事 前 確 認	19,800 円+戸数×22,000 円	19,800 円+戸数×36,300 円
現 場 検 査	19,800 円+戸数×22,000 円	19,800 円+戸数×36,300 円

(注1) 耐震評価が必要な住宅は、建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物、又は建築確認日が不明の場合で新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前の建築物。

(注2)「戸数」は「証明対象戸数」をいう。

(住宅融資保険の物件調査・適合証明に関する手数料)

**第8条** 業務規程第27条に規定する住宅融資保険に係る物件調査・適合証明申請の手数料の額は、申請1件につき次の表に掲げる額とする。

(税込)

住宅の種類	手数料
一戸建て住宅、 連続建て住宅、 重ね建て住宅、 共同住宅(2階建て以下)	14,300円+戸数×30,800円
共同住宅(3階建て以上)	19,800円+戸数×36,300円

(注) 「戸数」は「証明対象戸数」をいう。

(その他)

**第9条** 設計検査に関する通知書、中間現場検査に関する通知書及び適合証明書(付表を含む)の再交付をするときの料金は、1通につき5,500円(税込)とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項(計算に影響のない範囲に限る。)の修正に伴い再交付を行う場合の料金は、1通につき11,000円(税込)とする。

**附 則**

この規則は平成15年10月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成16年10月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成17年1月4日から施行する。

**附 則**

この規則は平成17年9月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成20年6月20日から施行する。

**附 則**

この規則は平成22年6月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成25年2月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は平成27年5月29日から施行する。

**附 則**

この規則は平成28年1月14日から施行する。

**附 則**

この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は平成 29 年 12 月 4 日から施行する。

**附 則**

この規則は平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

**附 則**

この規則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は令和 3 年 5 月 28 日から施行する。

**附 則**

この規則は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

**附 則**

この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。